

出会い創出イベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する出会い創出イベント事業補助金(以下「補助金」という。)については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助事業者の範囲、補助金交付の金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	出会い創出イベント事業補助金
補助金交付の目的	出会いの場を創出するイベントや婚活セミナーの開催等、地域の実情に応じた出会いの場の提供に要する経費の一部を補助することにより、結婚を希望する人が身近で気軽に婚活しやすい環境づくりを推進することを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	結婚志向者又は婚活初心者が気軽に参加できる次の各号のいずれかに該当するイベント等の開催 (1) 独身者の出会いの場を創出するためのイベント (2) 独身者を対象とした「身だしなみ」や「コミュニケーション能力」の向上等を目的としたセミナー なお、いずれの事業においても、事業実施にあたっては、「はぴこ」「しまこ」のPR等により、サポートセンター事業の利用促進に向けた取組を併せて必ず行うものとする。また、いずれの事業を実施するにあたっては、宗教活動・政治活動を目的とするものは対象外とする。
補助対象経費	別表に掲げるとおりとする。
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する市長が適当と認める法人若しくは団体(以下「法人等」という。)又は法人等及び複数の自治体(本市を含む。)で構成する実行委員会とする。 (1) 法人等としての意思決定により事業を実施し、確実に経理処理ができること。 (2) 県内に主たる事務所を有し、県内で活動していること。 (3) 規約、会則等に活動目的を明記していること。

	(4) 暴力団(松江市暴力団排除条例(平成25年松江市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者を含む団体等でないこと。
補助金交付の金額	下記事業ごとの基準額と別表にて定める補助対象経費の実支出額のうち少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して、いずれか低い方の額(1,000円未満切捨て)とする。 基準額 (1) 法人等 1イベント等当たり10万円 (2) 実行委員会 1イベント等当たり20万円
終期	令和9年3月31日

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、イベント等実施計画書(様式第1号)に、同項第2号に規定する収支予算書は、収支予算書(様式第2号)によるものとし、同項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書(現在事項全部証明書)、法人以外の団体の場合にあっては団体の運営に関する規約、会則等
- (2) 市税の滞納がないことが分かる証明書(申請者が実行委員会の場合は、法人等のみ)

(実績報告)

第4条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第3号)
- (2) 経費の支払いが確認できる資料

2 規則第12条第1項第1号に規定する収支決算書は、収支決算書(様式第4号)によるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象経費		内容
報償費		司会料、講習会等の講師に対する謝礼等
旅費		司会者・講師等に係る旅費等
需用費	消耗品費	文具類、材料費等
	印刷製本費	<u>チラシ</u> 印刷代等
役務費	通信運搬費	郵券料等
	広告料	新聞等による広告料等
	保険料	損害保険の保険料等
委託費		パンフレット制作費等
使用料及び賃借料		会場、自動車等の <u>借上料</u> 等

注) 次の経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・別途国又は県・一般社団法人しまね縁結びサポートセンターの助成対象としている事業に要する経費
- ・イベント等参加者の交通費、宿泊費および飲食費
- ・イベント等参加者への賞品代、土産物代等の経費